

★ 広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第三号）（住宅課）

一 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において公営住宅法の一部が改正され入居者資格のうち同居親族要件が廃止されたことに伴い必要な規定を整備するとともに、県営住宅の未納の家賃などがある者について同居の承認などを制限するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 公営住宅に入居することができる者の条件のうち、公営住宅法の一部改正により廃止される現に同居し、又は同居しようとする親族があることについて、この条件が免除される者の規定を加えた。
- 2 子育てに適する公営住宅の有効期間を延長するための条件に、入居者に未納の家賃又は県営住宅に係る損害賠償金がないこと及び駐車場の使用料の滞納又は駐車場に係る損害賠償金がないことを加えた。
- 3 県営住宅の入居者が、当該県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させるための条件に、同居させようとする者に未納の家賃又は県営住宅に係る損害賠償金がないこと及び駐車場の使用料の滞納又は駐車場に係る損害賠償金がないことを加えた。
- 4 県営住宅の入居者が死亡し、又は離婚その他やむを得ない理由により退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者を引き続き当該県営住宅に居住させるための条件に、当該入居者と同居していた者が、収入超過者でないこと、未納の家賃又は県営住宅に係る損害賠償金がないこと、駐車場の使用料の滞納又は駐車場に係る損害賠償金がないこと及び現に同居している配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）であることを加えた。
- 5 その他必要な規定の整備を行った。

三 施行期日

平成二十四年四月一日